

資源回復計画に係る

説明会開催

去る、八月十日、青森県水産ビル七階大会議室において、漁協組合長の参集のもとに資源回復計画に係る説明会を開催した。

植村会長挨拶の後、水産庁資源管理部管理課の佐藤力生漁業管理推進官より説明がなされた。

資源回復計画制度の概要

一、目的

我が国周辺水域の水産資源の多くの魚種で資源が減少傾向にあることから、これらの魚種について早急に資源を回復させていくため、減船、休漁等を含む漁獲努力量の削減や種苗放流等による資源の積極的な培養、漁場環境の保全等の資源回復措置を関係する漁業種類で計画的、横断的に講じていく必要がある。

二、概要

(1) 資源回復計画の性格

資源回復計画は、国（一都道府県）の範囲にとどまる資源については都道府県（圏）で作成する。法律に基づくものではなく、予算措置によるものであるが、資源管理法、漁業法などによってその実効を担保する。

(2) 資源回復計画の枠組み

① 公域（海区）漁業調整委員会と協議調

整の上、国（都道府県）が作成。

② 関係漁業者団体は、資源回復計画の目標を実施するための具体的内容を記した漁獲努力量削減実施計画を作成。

③ 国、都道府県は、実施計画の実行に伴う経営安定支援策、資源増殖のための措置を講じるとともに、必要に応じて資源管理法による漁獲量や漁獲努力量の管理、漁業法等による規制措置を講じる。

(3) 資源回復計画の内容

国、都道府県及び漁業関係者が取り組むべき目標として

① 対象魚種（系群）に関する事項

② 資源回復目標

③ 実施期間

④ 必要となる漁獲努力量削減レベルとその方法とこれに伴う経営安全措置

⑤ 資源の積極的な培養、漁場環境の保全等その他必要な措置を指針的に定める。

(4) 漁獲努力量削減実施計画の内容

関係漁業者団体は、資源回復計画に定められた目標を達成するために必要な漁獲努力量の削減等の措置に関し、次の内容を定めた実施計画を作成する。

① 実施計画の対象となる漁業種類及び参加者。

② 資源回復計画で示された漁獲努力量削減目標達成のために行なう具体的な措置内容、実施時期、期間等とその実施者。

③ 上記の措置を実施するために必要な資金の額及び調達方法、経費負担に関するルール等。



佐藤漁業管理推進官



会場風景